労省の職員に事実を隠す意図があったかどうか

○小西洋之でございます。

せていただきます。(資料提示)まず、厚生労働省の統計不正問題から質問をさ

来議院の審議、また昨日のこの本予算委員会の 衆議院の審議、また昨日のこの本予算委員会の と、なぜそれが隠蔽にならないのか、厚労省の職員 ではないのか、厚労省の職員 ではないのか、厚労省の職員 ではないのか、厚労省の職員 ではないのか、厚労省の職員

るんですが、 隠蔽ではないというふうに樋口委員長は言ってい はそうした意図は認められないというふうに書か 実を隠す意図が職員にあったかどうか。報告書で にこれを隠そうとする行為とありますね。 と、この隠蔽行為の定義の二行目ですが、 す。事実に反する虚偽を話しているのだけれども、 あったかどうかということになるわけでございま すと、その当該厚労省の職員に事実を隠す意図が 行為と隠蔽行為の違いなんですが、一言で言いま 付資料で報告書の抜粋を付けておりますけれども。 れているところでございます。委員の皆様には配 ところが、 実は、その樋口委員長がおっしゃっている申述 じゃ、 この報告書よく読むと、その当該厚 なぜ隠蔽にならないかという 意図的 ある事

認をさせていただきたいと思います。

認をさせていただきたいと思います。
この職員、統計課長さん
表さんは、事実を隠す意図を、この統計課長さん
たときにその事実を隠す意図があったかどうかに
たときにその事実を隠す意図があったかどうかに
でございます。なので、そこのところからまず確
でございます。なので、そこのところからまず確

樋口委員長に伺います。

報告書の十一ページですね、統計課長D及び担報告書の十一ページですね、統計課長D及び担当補佐に対して、平成二十七年検討会で全数調査の課長と課長補佐がした際に、当該事実を隠す意図が二人にあったかどうか、この二人に調査委員図が二人にあったかどうか、この二人に調査委員会として事実を隠す意図があったかどうかというなどさい。

○参考人(樋口美雄君) お答えいたします。○参考人(樋口美雄君) お答えいたします。の事案に関する特別監察委員会のヒアリングでは、 を数調査である旨の回答を行っておりますが、こを数調査である旨の回答を行っておりますが、この事案に関する特別監察委員会のヒアリングでは、

いて確認しております。

こうした説明を行った理由として、 った意識はなかったという説明を行っております。 全国で見れば全数調査と言っても誤ったことを言 東京都以外の都道府県は全数調査であることから、 出調査を行っていることはごく限られた話であ 全数調査であったという点について、 書かれておりますが、この課長Dは、 明すべきという認識だったということが報告書に であるから対外的に公表されている調査方法を説 的には全数調査であった上、検討会という公の場 ていたものであり、大規模事業所については原則 京都の大規模事業所のうち一部の産業のみで行っ ○参考人 (樋口美雄君) たかなかったのか、どういうふうに答えたのか。 ださい。課長と課長補佐は事実を隠す意図があっ ○小西洋之君 よろしいでしょうか。 では、その結果について答えてく 具体的には、 抽出調査は東 東京都で抽 原則的には 課長D

ください。○小西洋之君 ちょっと申し訳、樋口委員長、尊

です。そんなことは聞いていない。どういう理由の理由ですね。理由について読み上げただけなんの、当該課長がなぜ事実に反する虚偽を述べたか今、樋口理事長が読み上げたのは、十一ページ

聞いているんです。 ういう理由の中身を述べたかどうかを私は端的に んな理由であれ、その事実を隠す意図を持ってこ を持っていたかは関係ない。理由はさておき、ど

どういう回答をなさいましたか、それだけを答え を持っていた、持っていなかった、どういう答弁 えてください。課長と課長補佐は事実を隠す意図 てください。 いましたから、もうイエスかノーかではっきり答 はヒアリングで質問されたというふうにさっき言 その事実、隠す意図があったかないかについて

V )

おりません。 りません。意図があったということが確認できて ○参考人 (樋口美雄君) いや、意図があったということが確認できてお 確認できておりません。

者あり) がヒアリング、 ○小西洋之君 その課長Dと課長補佐にはどなた 直接されていますか。(発言する

てください。 ○委員長 (金子原二郎君) ちょっと速記を止め

(速記中止)

○委員長 (金子原二郎君)

速記を起こしてくだ

グの内容について非公開とするというような、委 たかということにつきまして、これは、ヒアリン ○参考人 (樋口美雄君) 誰がヒアリングを行っ

> ます。 内容についてはお答えを差し控えさせていただき 員会として合意したことから、これ以上の具体的

内容ではなくてヒアリングの手続、プロセスです 〇委員長 (金子原二郎君) から、答えてください。(発言する者あり 〇小西洋之君 私が聞いているのはヒアリングの 速記を止めてくださ

(速記中止)

さい。 ○委員長 (金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

柳委員でございます。 ○参考人(樋口美雄君) 玄田委員、萩尾委員、

認させていただきます。 ○小西洋之君 ありがとうございました。 じゃ、その上で先ほどの答弁を確認、意味を確

さい。(発言する者あり) 事実を隠す意図は私は持っていませんでしたとい うことを回答したんでしょうか。どういう回答を 弁をなさいました。では、 したのか、もう少し具体的にきちんと答えてくだ 意図があったという確認はしていないという答 当該課長や課長補佐は

(速記中止)

V )

○委員長 (金子原二郎君)

速記を止めてくださ

○委員長 (金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

全数調査であったという点について、 ○参考人 (樋口美雄君) 課長Dは、

東京都以外の都道府県は全数調査であることから、 った意識はなかったという説明を行っております。 出調査を行っていることはごく限られた話であり、 全国で見れば全数調査と言っても誤ったことを言 (発言する者あり) 東京都で抽 原則的には

更事実を隠す意図を持って行われたものではない ことを確認しております。 査としている旨説明しているとの趣旨があり、 異なるとの認識はあったものの、以前から全数調 補佐がそうした説明を行った理由として、事実と かについて確認しております。具体的には、 ある旨の回答を行う際に事実を隠す意図があった 課長補佐には、担当補佐に対して、全数調査で

○小西洋之君 余りそういう答弁をされると答弁

拒否になってしまうんですね、委員長

ことは聞いていないんです。 課長と課長補佐がなぜ事実に反する虚偽の説明等 さん、御覧ください、十一ページに書いてある。 をしたかの理由を述べているだけですよ。そんな いや、委員長が今おっしゃったのは、 議場の皆

虚偽の説明をしたと。なぜそういうことをしたか うことなんです。課長や課長補佐は事実に反する あなたは、だから、私が聞いているのはこうい

その目的は、その事実を隠す意図があったんですか、課長補佐さん、という質問をしたんですかと聞いたら、したと先ほど言いましたね、したと言った。その、じゃ、質問に対する答えを、たと言った。その、じゃ、質問に対する答えを、たと言った。そのかどうかを、どういう答弁を、回答をしたのか、二人が。それを端的に答えてください。(発言する者あり)

∨。 ○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてくださ

## [速記中止]

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

○参考人(樋口美雄君) 同じ答弁で恐縮でござ○参考人(樋口美雄君) 同じ答弁で恐縮でござ

具体的には、担当補佐がそうした説明を行った 理由として、事実と異なるとの認識はあったもの の、以前から全数調査としている旨、説明してい るとの趣旨があり、殊更事実を隠す意図を持って の、以前から全数調査としている旨、説明してい のの事実を隠す殊更意図を持っていなかったとい 後の事実を隠す殊更意図を持っていなかったとい さのは、これ、委員会の評価なんですね。そんな うのは、これ、委員会の評価なんですね。そんな さと私聞いていないんですよ。当該課長補佐や課

> るんですね。 を義に当てはめると隠蔽。それを殊更に隠していうか、したのであれば隠蔽なんですよ、皆さんのうか、私は事実を隠す意図は持っていませんでし長が、私は事実を隠す意図は持っていませんでし

(発言する者あり) にのは、樋口委員長、ヒアリングされていますか。 一ジの統計室長Fと担当補佐にヒアリングをされ たのは、樋口委員長、伺いますが、報告書十二ペ 委員長、樋口委員長、伺いますけれども、樋口 れるので、次、委員長、伺いますけれども、樋口

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

### (速記中止)

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

○参考人 (樋口美雄君)

しております。

○小西洋之君 では、同じ質問です。○小西洋之君 では、同じ質問です。統計室長F及び担当の補佐は、これ、変更申請だす意図を持って事実と異なる記載をしたときに、まず樋口委員長はそのお二人に対して、お二人にまず樋口委員長はそのお二人に対して、お二人にごする、事実を隠す意図を持って事実と異なる記載をしたかという質問をされていますか。

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

○参考人(樋口美雄君) 事案の詳細な説明をし

○小西洋之君 事案の詳細の説明をお求めの中に○小西洋之君 事案を隠す意図をあなたは持っていは。もう同じことを聞かさないでください、お二は。もう同じことを聞かさないでください、お二は、

○参考人(樋口美雄君) 報告書に記載している○参考人(樋口美雄君) 報告書に記載している

とから、事実を正直に言えず、総務省の指摘どお 当者から、変更予定があるという趣旨かとの質問 り全数調査である旨を記載したということがござ ば、これまでの不適切な取扱いの説明に窮するこ を受け、既に抽出調査としていることを説明すれ 置けないかと相談させたこと。しかし、 全数調査に関して、 たこと。これに対し、 査である旨を記載してはどうかという指摘があっ 総務省の担当者の方から、大規模事業所は全数調 具体的には、まずは厚生労働省側からではなく (発言する者あり) 原則、 室長は、担当補佐を通じて、 基本的にとの修飾語を 総務省担

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めて。

# (速記中止)

○委員長(金子原二郎君) じゃ、速記を起こし

○参考人(樋口美雄君) 供述の内容を踏まえま ○参考人(樋口美雄君) 供述の内容を踏まえますと、事実を知りながら対外的に事実と異なる説明を行ったことは認められますが、一方で、総務明を行ったことは認められますが、一方で、総務明を行ったことは認められますが、一方で、総務明を行ったことは認められますが、一方で、総務明を行ったことは認められますが、一方で、総務明を行った。

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてくださ

### 速記中止

ださい。

☆~~ (金子原二郎君) 速記を起こしてくだ (金員長(金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

けております。(発言する者あり) 当事者である担当室長から詳細な経緯の説明を受とおり、特別監察委員会のヒアリングにおいて、 の参考人(樋口美雄君) 報告書に記載してある

○委員長(金子原二郎君) ちょっと速記を止め

### 速記中止

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

ねてください。 小西さん、済みませんが、もう一回ちょっと尋

〇小西洋之君 はい。

では、樋口委員長に伺います。

で答えられるものですから、読み上げはやめてくてをしたんですが、この二人が当該虚偽の記載をするときに、当該事実を隠す意図を持ってこういうるときに、当該事実を隠す意図を持ってこういたんですかと、事実を隠す意図をあなたは持っていたんですかと、事実を隠す意図をあなたは持っていたんですかと、事実を隠す意図をあなたは持っていたんですかと、事実を隠す意図をあなたは持っていたんですかと、事実を隠す意図をと言うので、されましたか。された場合には、おこ人はどういう回答があったのか。もう一言だけで答えられるものですから、読み上げはやめてくで答えられるものですから、読み上げはやめてく

○参考人(樋口美雄君) 私の記憶によりますと、○参考人(樋口美雄君) 私の記憶によりません。た直接的にこういった質問をしてはおりません。た

○小西洋之君 今、樋口委員長は、事実を隠す意

では、樋口委員長に伺います。

る者あり) 員長以外の方を教えていただけますか。(発言す室長Fと担当補佐にヒアリングを行った樋口委

○委員長(金子原二郎君) ・速記を止めてくださ

い。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

□参考人(樋口美雄君) 玄田委員、柳委員、萩

○小西洋之君 では、今おっしゃっていただいた○小西洋之君 では、今おっしゃっていたがという質問をこと、隠す意図を当時持って虚偽の文書を作ったこと、隠す意図を当っていたがいた

○参考人(樋口美雄君) 私の記憶によりますと、

○小西洋之君 虚偽の文書を作る際に事実を隠すいんですね。

樋口委員長に伺います。

ないですか。
認めないという目的を持って作られた報告書では元々目的があって、隠蔽ということはどうしてもうので、怒っていらっしゃると思うので、これは前の国民の皆さんももう怒っていらっしゃると思前の国民の皆さんなもくないんですが、テレビの

○参考人(樋口美雄君) 御指摘の点につきまし

関係者の供述や当時の状況、 断したものでございます。 であり、事実確認、事実認定について豊富な経験 を持つ専門家にも参加していただき、その上で判 法律実務家であります元裁判官あるいは検事の方 まずは本人の供述をしっかりした、確認した上で、 て、本委員会では、 本人の意図を確認するため、 事実関係を踏まえ、

これ。そういう意図があったんだったらより重い 処分になったでしょうし、あるいは、それも確認 の意図、すなわち事実を隠す意図があったかどう 員の皆さんは。 けれども、これ行政処分されているんですね、職 にいろいろ法曹経験者の皆さん入っているんです れは適切な処分とは、 せずに処分をしたのであれば、厚生労働大臣、そ かを確認しないなんてことはあり得ないですよ、 〇小西洋之君 委員長がおっしゃるように、 行政処分されるに当たって、 適正手続に当たらないんで 確か 隠蔽

こと、隠蔽の一番核心的なこと、厚生労働省は不 そのときに事実を隠す意図があったかどうかをこ の調査委員会は直接聞いていないわけですよ、 行った厚生労働省職員に、不正を行うに際して、 正を働いたというのは認めているんです。不正を 解されていると思いますけれども、 くださらない、テレビを御覧の皆さんはもう御理 また、委員長に、もう答弁幾ら聞いても答えて 一番核心的な 聞

> すね。 理由を勝手に評価して、 労働省の職員の皆さんは答えたんですけど、その たからという、こういう理由を不正を働いた厚生 いうふうに勝手に報告書に書いてあるだけなんで いていない。いやいや、こういうことを考えまし 事実を隠す意図はないと

リングしているかどうか、一点、それ。 厚生労働省の職員が行ったときに、事実を隠す意 復元処理に後で着手をしたということなんですけ 委員会で事実と異なる説明をした、今の、変更申 取扱要領の記載を削除した、今申し上げた、 ていなかった、長年放置した、あと有名な、事務 ジの上でございますけど、適切な復元処理を行っ けさせていただいておりますけれども、十九ペー この樋口委員長の下の委員会で、私が①から⑤付 書の十九ページの上の段でございますけれども、 うんですけれども、お手元の配付資料のこの報告 図があったかどうかを調査委員会としてまずヒア れども、これらについて、これらの行為を行った、 請において虚偽の記載をした、あと五番は、 委員長に理事会にお諮りしていただきたいと思 、その

厚生労働省の職員の皆さんがどのように答えてい させていただきます ○委員長(金子原二郎君) たかを委員会に出していただきたいと思います。 ヒアリングしているのであれば、それに対して 後刻理事会で協議を

モがあるはずですので、それ以外のところは墨塗 グをしたときに、 ○小西洋之君 併せてお願いしたいんですけれども、 ありがとうございます。 供述、聴取したメモ、

供述の ヒアリン

書を、文書を出していただけますようにお願 隠す意図を持っていたかどうかの質問をしている りしていただいて結構ですから、事実を、 かつそれに対するお答えの部分を、 事実を その調

ます。 ○委員長(金子原) 二郎君) 後刻理事会で協議し

たします。

委員会が、隠蔽を隠す、 ○小西洋之君 これで、以上でこの厚生労働大臣が諮問された ありがとうございます 隠蔽工作の調査をしてい

たということが明らかになりました。

ります。 倍総理の下の安倍政権、 実は、こうした隠蔽問題なんですけれども、 安倍内閣では頻発してお 安

麻生大臣に伺います。

告書を出されましたけれども…… 昨年の六月に決裁文書の改ざんなどについて報 (発言する者あ

ページでございます。 ○小西洋之君 ○委員長 (金子原二郎君) 委員の皆様にはお手元に、 御静粛に。

この決裁文書の改ざん、 また、 土地の値段の交

見解をお願いいたします。
是解をお願いいたします。
といきいうふうに言ったのが、実は残っておりまないというふうに言ったのが、実は残っておりまは隠蔽に当たるとお考えでしょうか。麻生大臣のは隠蔽の解釈を教えていただいた上で、麻生大臣のに破る解釈を教えていただいた上で、麻生大臣のにでいてはいたいだいたとの交渉記録、交渉記録については

○国務大臣(麻生太郎君) 文書改ざんの問題、○国務大臣(麻生太郎君) 文書改ざんの問題、

ことを聞いておられるんだと思いますが、もう一 題を抽出した上で、 てもやむを得ない面があったのではないかと思う ているところであります 秋池参与をお招きして財務省組織として抱える問 たことが起こらないよう、文書管理の徹底とか、 ますが、いずれにいたしましても、二度とこうし と、そのようにお答えをさせていただいたと思い あるとは思いますけれども、そのように評価され 回言いましょうか、 た一連の問題行為が隠蔽に当たるかどうかという 昨年六月に公表した調査報告書において認定し いいですか。 隠蔽という言葉の定義次第で 時間が掛かりますから損しま 信頼回復に努めてまいっ

では、坊衛大五こ司ハますが、南スーな○小西洋之君 ありがとうございました。

○国務大臣(岩屋毅君) 隠蔽とは、人又は物がの国報とイラクの日報、ちょっと時間が押し衛隊の日報とイラクの日報、あったんだけれどもないと言ったり、あるいは出してこなかったんですが、それは隠蔽というふうに考えていらっしゃるかどうか。というふうに考えていらっしゃるかどうか。というふうに考えていらっしゃるかどうか。というふうに考えていらっしゃるかどうか。というふうに考えていらっしゃるかどうか。

目に付かないように意図的に覆うこと、隠すこと目に付かないように意図的に覆うこと、隠すこと目に付かないように意図的に覆うこと、隠すこと目に付かないように意図的に覆うこと、隠すこと目に付かないように意図的に覆うこと、隠すこと

○小西洋之君 これは実は昨年から防衛省が答弁 しているんですけれども、国会に提出を求められ たものを出さなくて隠蔽でなかったという、およ そ民主主義の世の中で理解し難い答弁ではないか というふうに思います。麻生大臣は、隠蔽と言わ れても仕方がないということをお認めになりまし れても仕方がないということをお認めになりまし

樋口委員長に伺います。

されまでの審議の中で、隠蔽かどうか、どうお考えですかと聞かれて、グレーであるというふうにですね。樋口委員長の御見解として、グレーであると。端的に伺いますが、グレーであると。端的に伺いますが、グレーである。 ヴレーだから白と黒の中間ということですよる、グレーだから白と黒の中間ということですよる。 がかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないかは、先ほど申し上げた、当該職員に事実をないがは、発言する者あり)

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてくださ

[速記中止]

○委員長(金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

○参考人(樋口美雄君) 我々の委員会では、本 人の意図を確認するため、本人への直接的な質問 のみならず、関連する本人の様々な供述をしっか りと確認した上で、関係者の供述や当時の状況、 事実関係を踏まえ、法律実務家であり、また事実 事について豊富な経験を持つ専門家にも参加し でいただき判断したものでございます。

弁拒否と受け止めます。○小西洋之君(もう先ほどと同じ答弁なので、答

安倍総理に伺います。

以上のやり取り、安倍総理として思われているからですか。

が、そのところは法律的な観点から、 ということは当然だろうと思うところであります 員会で、これ蓮舫委員の御質問に対してお答えを 答弁をさせていただいております。 け取っているところでございますと、 なこの定義の上から整理をされたと、 がそう思うということではなくて、そう疑問を、 ますがと、こう答えているわけでありまして、私 れるということは当然だろうと思うところであり 隠蔽ではないの、 させていただいたのは、一般的な感覚で、これは ○内閣総理大臣(安倍晋三君) ないのというふうに疑問を持た 私がこの予算委 このように 私はこう受 言わば厳密

〇小西洋之君 では、安倍総理に伺います。

働省の当該職員の皆さんに事実を隠す意図があっせんので、安倍総理自らの責任において、厚生労委員会ですが、今言ったように調査になっていま安倍総理、これ厚生労働大臣が調査委託をした

○内閣総理大臣

(安倍晋三君)

先ほども答弁、

ということをこの場で約束してください。たかどうかの調査を安倍総理の責任において行う

きたいと考えております。
尽くすことで政治の責任をしっかりと果たしてい戻すことが何より重要であり、再発防止に全力を戻すことが何より重要であり、再発防止に全力をいずれにいたしましても、こうした事態が二度

○小西洋之君 安倍総理の責任において、これ厚○小西洋之君 安倍総理は、先ほど麻生大臣がお答えくださっ安倍総理は、先ほど麻生大臣がお答えくださった森友学園の決裁文書の改ざん事件の際に、うみた本友学園の決裁文書の改ざん事件の際に、うみた本方学園の決裁文書の改ざん事件の際に、うみた本方学園の決裁文書の改ざん事件の際に、うみた本方学園の決裁文書の改ざん事件の際に、うみた本方学園の決裁文書の改ざん事件の際に、うみの神に隠蔽も含まれていますか。

引用して答弁させていただいたんですが、 厳密な定義を定められてこの上から整理をされた ていただいています。 われる事案についてということを私は立証をさせ るべき事実確認をしていないと、しかも処分が行 ○小西洋之君 と、このように考えているところでございます。 まり、が参加をしていただき、法律的な観点から におきましては、 でございますが、 たれることは当然あるんだろうと、こう思う次第 も、この隠蔽ではないのかというふうに疑問を持 蓮舫議員の御質問に対する答弁の中におきまして 弁護士や元裁判官らが当然踏まえ しかし、今回、 法律家の皆様、 元検事の方も集 特別監察委員会

安倍総理、さっきから全く答弁されていません
さいませんでした。

私、十二年間、郵政省、総務省で働いておりましたけれども、決裁文書の改ざんをして国会に提出する、会計検査院に提出する、こんな政府は戦出する、会計検査院に提出する、こんな政府は戦出する、会計検査院に提出する、こんな政府は戦と政府が委託した調査委員会でもまともな調査もど政府が委託した調査委員会でもまともな調査もど政府が委託した調査委員会でもまともないでした。

りやすく言うと収入ですね、

が跳ね上がっており

安倍総理は、隠蔽や改ざんの不正のうみ、うみの生みの親である、そういう自覚はございますか。の生みの親である、そういう自覚はございますか。司法の手も入ったわけでございます。その中で処司法の手も入ったわけでございます。その中で処っされ、そしてまた、麻生大臣の下にこの問題について検証が行われ、処分もなされたと、このように承知をしております。

ります。とが私の責任ではないだろうかと、こう思っておとが私の責任ではないだろうかと、こう思っておくの上で、しっかりと再発防止に努めていくこ

〇小西洋之君

全く答えませんけれども、

安倍総

平成三十年の一月から現金給与総額、 らのデータについて統計のやり方を変えました。 だいて分かりますように、二〇一八年、 やっていたんですけれども、その結果、 労働省が統計の仕方を変えて、二○一八年一月か 常に不可解なことがあるわけでございます。 お読みいただくことをお勧めいたします。 様」という童話を御存じだと思いますので、 ローテーションサンプリングというようなことを じゃ、これに関連して、安倍総理に伺います。 今回のこの統計問題ですけれども、 デンマークのアンデルセンの童話の かつこっそり復元処理などいろんなことを それは分か 私 すなわち 御覧いた 「裸の王 一つ非 厚生 是非

もう必ずと言っていいほど、正当性が疑わしいよの成果なんですけれども、賃金や収入の増加なんの成果なんですけれども、賃金や収入の増加なんの成果なんですけれども、賃金や収入の増加なんます。安倍総理がこれ渇望していたアベノミクスます。安倍総理がこれ渇望していたアベノミクスます。安倍総理がこれ渇望していたアベノミクスます。安倍総理がこれ渇望していたアベノミクスます。安倍総理がこれ渇望していたアベノミクスます。安倍総理がこれといいませい。

国会で語る際に触れていないんでしょうか。 しておりますけれども、そうした数字を必ず述べているんですが、なぜこれ、真ん中の六月、本当のの三・三%という伸びなんですね。空前絶後のこうした給与、賃金の上昇があるのに、なぜ安倍に跳ね上がっていますが、これ二十一年五か月ぶの三・三%という伸びなんですね。空前絶後のいて具体的に一度もアベノミクスの成果を国民やいて具体的に一度もアベノミクスの成果を国民やいて具体的に一度もアベノミクスの成果を国民やいて具体的に一度もアベノミクスの成果を国民やいて具体的に一度もアベノミクスの成果を国民やいるがある。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも私は、 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) そもそも私は、 毎月勤労統計について、これを基にして、これだ だろうと思います。総雇用者所得については申し だろうと思います。総雇用者所得については申し 上げているところでございますが、それも言わば たの議論になった毎月勤労統計の議論の中で申し この議論になった毎月勤労統計の議論の中で申し

○参考人

(中江元哉君)

お答えいたします。

うか。毎月勤労統計における現金給与総額の昨年そこで……(発言する者あり)よろしいでしょ

るようになったからであります。識したのは、毎月勤労統計の問題が多く報じられはこれ受けていません。三・三%という数値を認
六月の対前年比三・三%が公表された際、報告等

○小西洋之君 参考人の中江元総理秘書官に伺いとはないということでございます。結果についても、毎回その都度私に報告されるここのように、毎月発表される毎月、毎勤統計の

ます。

あなたは、厚生労働省がこの統計の仕方を変えるべきだということで、総理にも状況を報告した上で厚生労働省に話をして、二〇一八年一月以降、まさにあなたが言っていたとおりのサンプリング、まさにあなたが言っていたとおりのサンプリング、その結果をあなたは安倍総理に全く報告していないんですか。また、あなたが知る限り、こうしないんですか。また、あなたが知る限り、こうしたがんですか。また、あなたが知る限り、こうしたがんですか。また、あなたが知る限り、こうしたがいんですか。

とは総理には報告しておりません。そこは一点申を持って厚労省に伝えて、厚労省が、私、そんなこ体されてというところで、総理と御相談されてと催されてというところで、総理と御相談されてとまず、今委員がおっしゃられた、私が問題意識まず、今委員がおっしゃられた、私が問題意識

し上げておきたいと思います。

ったということでございます。いては、私、一々総理に結果の報告はしていなかデータですけれども、これは、毎月勤労統計につそれから、今お尋ねの二○一八年の一月以降の

にも当然説明しておりません。 それから、特に、二十何年ぶりですか、六月の では出いまして、その時点では私もう既に総理秘書官 がまして、その時点では私もう既に総理秘書官 が職を辞しておりますので、何らかの説明を受け の職を辞しておりますので、何らかの説明を受け る立場にございませんでした。したがって、総理 にも当然説明しておりません。

○小西洋之君を統計のやり方を変えるべきだと必の小西洋之君を統計のやり方を変えるべきだと必死になって動かれていた秘書官がこの結果につい

続き追及をさせていただきたいと思います。
 続き追及をさせていただきたいと思いますが、の成果を誇る際に数字を使われる安倍総理が、スの成果を誇る際に数字を使われる安倍総理が、スの成果を誇る際に数字を使われる安倍総理が、スの成果を誇る際に数字を使われる安倍総理が、いうのは非常に非常に疑問であると思いますが、いうのは非常に非常に疑問であると思います。

一月二十八日の施政方針演説で安倍総理は、今のをゝしさはことある時ぞあらはれにける」といのをゝしさはことある時ぞあらはれにける」といのをゝしさはことある時ぞあらはれにける」といのをゝしさはことある時ぞあらはれにける」といっ歌を施政方針演説の中でこのとおり読み上げました。

それに続いて、会議録を読み上げますが、「明治、大正、昭和、平成。日本人は幾度となく大きな困難に直面した。しかし、そのたびに、大きなに重力を発揮し、人々が助け合い、力を合わせることで乗り越えてきました。 急速に進む少子高齢とで乗り越えてきました。 急速に進む少子高齢とで乗り越えてきました。 急速に進む少子高齢とで乗り越えてきました。 かせなければなりません。」。

○委員長(金子原二郎君) 質問中ですが、ちょっと場合によっては後で聞くこともあるんですがっと場合によっては後で聞くこともあるんですがっと場合によっては後で聞くこともあるんですがまま

○委員長(金子原二郎君) それじゃ、樋口委員

〇小西洋之君 実は一番最後に聞くつもりだった

次の質問に移らせていただきます。

んですが、時間が押していますので。

開いていこうではありませんか。」。代に向かって、日本の明日を、皆さん、共に切り、議事録の読み上げですが、「平成のその先の時

野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」という野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」という野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」という野晶子さんの「君死にたまふことなかれ」というのですよ。そのことを追及させていただきます。まず、安倍総理に伺いますが、安倍総理に行います。

○勺引総里大豆(str音写三音) それよ子射野昌歌を御存じですか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは与謝野晶 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは与謝野晶 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは与謝野晶 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは与謝野晶 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは与謝野晶 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) それは与謝野晶

で、次の二つ目の歌を飛ばして三つ目行きます。で、次の二つ目の歌を飛ばして三つ目行きます。で、次の二つ目の歌を飛ばして三つ目行きます。

今の私が紹介した与謝野晶子の歌を、安倍総理、骨の私が紹介した与謝野晶子の歌を、安倍総理、情がことです。御自身は戦争に行かない天皇陛ということです。御自身は戦争に行かない天皇陛下が、国民、臣民、当時は臣民ですけれども、戦下が、国民、臣民、当時は臣民ですけれども、戦を思っているのかどうかというようなことをおっしゃっているんですが。

安倍総理に伺います。

晶子の歌を含め、 るんですけれども、 民が一致団結、 のをゝしさはことある時ぞあらはれにける」。 ているその明治天皇ですね、「しきしまの大和心 まれた歌でございますけれども、安倍総理が言っ 日露戦争が始まってから、 これが当時の、これは一九〇四年の十一月です。 感情があったのではないですか 困難を乗り越えてきたと言ってい 戦争についていろんな国民の思 日露戦争の当時にも、 九月です、 半年後に詠 与謝野 玉

そうしたことに照らすと、とにかく戦意発揚で、

ませんか。
読み上げることは極めて不適切とはお考えになりみんなで一致団結だと、こういう明治天皇の歌を

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 個別具体的な歴の内閣総理大臣(安倍晋三君) 個別具体的な歴

す。 れども、 して、 市井の人々がその苦しさの中でけなげに頑張って に、 を、その御製を引用したところからしか今引用し 針演説におきましては、 針演説で引用させていただいたこの演説、 れを引用させていただいたということでございま を引用させていただいたところでございます。 おられたということを申し上げ、そしてこの御製 大震災に触れ、また東日本大震災に触れ、そして 多かったということに言及し、そして阪神・淡路 いうことを申し上げ、平成というのは大変災害が ていただいていないわけでございますが、その前 てどうかということでございますが、私が施政方 そして、そのときの市井の人々の感覚から比べ 平成という時代はどういう時代であったかと 様々な困難な中を、 みんなで頑張っていこうという趣旨でこ この前段はどういうこと 困難に直面してきたけ 施政方 そ

○小西洋之君 明治天皇は日露戦争に際して非常

間で続けて発表された、今御紹介している歌と一 りますか、石畳堅きとりでも戦人身を捨ててこそ打ち砕けれ。分か りますか、石畳堅きとりでも戦人身を捨ててこそ 打ち砕けれ。まさに与謝野晶子の弟さんは、旅順 打ち砕けれ。まさに与謝野晶子の弟さんは、旅順 力けですが、当時の日本軍。まさに、そうした状 わけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状 わけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状 わけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状 わけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状 わけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状 わけですが、当時の日本軍。まさに、そうした状

九条のその理念に反する行為とは考えませんか げるということは、 という鼓舞するような歌、そうしたものを読み上 国民を鼓舞する歌、 や中国の権益を争った覇権戦争です、 大臣が、 の国会の本会議の場で、 作られた憲法です。その憲法の下の国民代表機関 た国民主権、 と国家権力によって戦争を起こさせない、 いうふうに前文に書いてあります。つまり、二度 民に存することを宣言し、この憲法を確定すると がないようにすることを決意し、ここに主権が 政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こること しいですか、安倍総理に伺います。日本国憲法は そのような歌を、 かつてのこの戦争、 、そうした平和主義の国民主権の下に 憲法前文の平和主義又は憲法 安倍総理に伺 国民よ、身を砕けるまで戦え 行政権をつかさどる総理 日露戦争、 ますが、 その戦争で 朝鮮半島 そうし

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 明治天皇に対し ○内閣総理大臣(安倍晋三君) 明治天皇に対し ○内閣総理大臣(安倍晋三君) 明治天皇に対し ○内閣総理大臣(安倍晋三君) 明治天皇に対し でございまして、この時代に、日露戦争期に詠まれた ざいまして、この時代に、日露戦争期に詠まれた さいまして、この時代に、日露戦争期に詠まれた を思う世になど波風の立ち騒ぐらむという歌も詠 んでおられるわけであります。つまり、これは、 んでおられるわけであります。つまり、これは、 まさに平和の大切さ、平和を希求しているという 気持ちを詠まれた歌でもあろうと、こう思うわけ でございます。

この御製についての解釈について私が今ここで申 興のシンボルとして、 阪神・淡路大震災で全焼した神戸市長田の商店街 それを申し上げたわけでありまして、施政方針演 き、そして、 刻まれていますということを御紹介させていただ がありましたということをお話をさせていただき 被災地の現場には必ず、天皇、 に天成る。大きな自然災害が相次いだ平成の時代 説におきましては、内平らかに外成る、 害が多い時代であったということでございまして、 まさにその前に、平和、平成という時代は大変災 し上げましたのは、 いずれにいたしましても、この御製についての 皇后陛下が焼け跡に献花された水仙が、 東日本大震災の直後、 私の受け止めた解釈として、 今なお地域の人々の記憶に 皇后両陛下のお姿 仙台市の避難 地平らか 復

> ございます。 り越えてきましたということを申し上げたところ 揮をし、人々が助け合い、力を合わせることで乗 御製を紹介をさせて、引用させていただいたわけ ちも頑張りますということを御紹介させていただ 性はこう語ったそうです。 所を訪れた皇后陛下に、一人の女性が花束を手渡 でございます。まさに、日本人は大きな底力を発 き、そして、今、先ほど御紹介をしていただいた の庭でたくましく咲いていた水仙を手に、 かということは、 でございまして、それがなぜ憲法九条に違反する しました。津波によって大きな被害を受けた自宅 この跳躍ぶりには驚くばかりで この水仙のように私た 、その女

○小西洋之君 安倍総理は、聞いたことは全く答

さっき私、十二年間の官僚経験を言いましたけれども、いろんな総理、大臣の答弁作成、私もしましたけれども、安倍総理のように時間稼ぎをするような総理は戦後一人もいませんでしたよ。国民と国会に対する冒涜ですよ。 聞かれたことだけ

私の質問は安倍総理に対する監督行為なんですよ。の代表として議院内閣制の下で質問しますので、れは安倍内閣の答弁ですが、我々国会議員は国民れは安倍内閣の答弁ですが、我々国会議員は国民

では、次の質問を行かせていただきます。(発なので、しっかりと監督させていただきます。これ、安倍内閣の質問主意書で書いてありますよ。

○委員長(金子原二郎君) 速記を止めてくださ

言する者あり)

[速記中止]

○委員長 (金子原二郎君) それじゃ、速記を起

○小西洋之君 横畠法制局長官に伺います。○小西洋之君 横畠法制局長官に伺います。○小西洋之君 横畠法制局長官に伺います。

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 突然のお尋ねことでございまして、御指摘の質問主意書は手元にございまして、内閣は国会に対して責任を負うといういまして、内閣は国会に対して責任を負うという

場で声を荒げて発言するようなことまで含むとはろん行政権の最高機関、立法機関としての作用とども、国権の最高機関、立法機関としての作用とといいのはもちろんございます。ただ、このようなども、国権の最高機関、立法機関としての作用と

考えておりません。 ○委員長(金子原二郎君) (発言する者あり) 御静粛に、 御静粛に。

速記を止めて。 速記中止

○委員長 (金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

すべきことではありません。 げてというところの部分については、これはまさ あり、委員会、組織としての監督権でございまし て判断すべき事柄でありまして、 に委員会においてその方法についての適否につい ではございませんので、先ほど、 ○政府特別補佐人 した国会の監督権といいますのは、 (発言する者あり 個々の議員、 委員の発言について述べたもの (横畠裕介君) 撤回いたします。 先ほどの声を荒 私がその評価を まさに議院で 先ほどお答え

○委員長 (金子原二郎君) 速記止めて。

速記中止

○委員長 (金子原二郎君) 速記を起こしてくだ

ございますので、この点についてはおわびをして 撤回させていただきます。 いたしましたが、委員会において判断すべき事柄 について評価的なことを申し上げたことは越権で ○政府特別補佐人 (横畠裕介君) 先ほどお答え

○小西洋之君 分かりました。 その撤回を受け入

れることにさせていただきます。

内閣の監督のために質問をさせていただいている 国会の組織的活動の会派を代表して私は質問に立 議員の質問は監督権でないようなことをおっしゃ の皆様、 わけでございます。 いましたが、今私は、ここには会派を代表して、 たので、このことは是非、 国会で政治的な発言をしたのは私初めて聞きまし っています。 に、先ほどの横畠長官の答弁ですが、個々の国会 ただ、私の官僚経験と照らして、法制局長官が 御認識いただきたいとお願いするととも まさに国会の組織行為として、 テレビの向こうの国民 私は

言います。 すね。 安倍総理もう答えないので、 の中で安倍総理はこういうことを言っているんで 後七十年に総理談話というのを出しています。 の皆さんに御紹介だけさせていただきますが、 先ほどの明治天皇のこの戦意発揚の歌ですが、 もう質問しませんから、 委員の皆さんと国民 ただ、ゆっくりは そ 戦

国際紛争を解決する手段としてはもう二度と用 変、 される世界にしなければなりません。 でございました、全ての民族の自決の権利が尊重 露戦争は朝鮮半島の、 てはならない。植民地支配から永遠に決別し、 一度と戦争の惨禍を繰り返してはならない。 戦争、 いかなる武力の威嚇や行使も、 中国の植民地の権益の戦い 植民地支配 日 事

> いてまいります。 りを抱きながら、 に及ぶ平和国家としての歩みに私たちは静かな誇 すら不戦の誓いを堅持してまいりました。 主的な国をつくり上げ、 念とともに、我が国はそう誓いました。 を日本は行いました。さきの戦争への深い この不動の方針をこれからも貫 法の支配を重んじ、 自由で民

Ą ないわけでございます。 うようなことが言えるのか、 発揚の歌をもって、これからの時代、 このような総理談話から、 共に切り開いていこうではありませんかとい なぜ日露戦争の戦意 私には到底理解でき 国民の皆さ

でしょうか。 葉は何ですか。 の対義語は何ですか。法の支配の反対の意味の ますが、端的に質問に答えてください。 安倍総理、 安倍総理、 よく法の支配という言葉をおっしゃい 一つだけちょっと今気付いたので、 法の支配の反対の意味の言葉は何 法の支配

この海、繁栄の海、 の支配の中においてルールを守るということが大 地域としていく上においては、法の支配、 としていく、インド太平洋を繁栄の海としていく の支配ということを申し上げているのは、 というのは、 し上げているのは、 ○内閣総理大臣 まさにこの反対語というよりも、 (安倍晋三君) アジア太平洋の海を繁栄の海 私が申し上げている法の支配 言わば、 私

がっていくという考え方を示しているところでご 切であると、言わば力による現状変更ということ 海を守っていくことがそれぞれの国の繁栄につな ルによるこの国際秩序を維持をし、そして平和な 意味におきまして、まさに法の支配による、ルー は認めないということでございまして、そういう

問ですから、知っているかどうかを私聞いていま 法の支配の対義語を一言で答えてください。 とですよ、 すから、助言はしないようにお願いいたします。 〇小西洋之君 言する者あり 総理が法の支配の対義語を答えられないんですか。 法を習う大学の一年生が一番初めの初日に習うこ 法の支配の対義語は、 法の支配の対義語。 後ろにいる秘書官は、 法の支配の対義語は、 改憲を唱える安倍 総理との質 (発 憲

では、

○委員長 (金子原二郎君) 小西君。

解せずに改憲を唱えている安倍総理に教えてさし 〇小西洋之君 憲法がよって立つ基本原理すら理

理なんですよ。 その近代主義の憲法が基づく理念が法の支配の原 断的行為によってルールをねじ曲げて国民の権利 あったから、 や自由を侵害する、そういう時代がかつて人類に 法の支配の対義語は人の支配です。 近代立憲主義に基づく憲法を作る、 (発言する者あり) 全然興奮して 権力者の専

いない。

とって悪夢そのものの答弁をなさったんですね。 日本国憲法で一番大切な憲法十三条を一ミリも理 たことに国民の皆さんも驚いていらっしゃると思 と思ったら、やっぱり知りませんでした。 なので、私も法の支配の対義語を知らないのかな 解せず、答えることもできなくて、まさに国民に ょっと予測していて、今から六年前に安倍総理は いますが、私予測していたんですが、 安倍総理が法の支配の対義語を答えられなかっ 実はこれち

二〇一四年の解釈変更、 しかし、 どをすることになっていましたが、安倍内閣は、 解釈変更のときに、専守防衛の定義を改ざんして 見して専守防衛に反しないと言っているんですね。 総理はどのように繰り広げているか、次のテーマ いるんです。言葉はそのまま、 安保法制やそうした空母の保有などについて、一 に移らせていただきます。では、専守防衛 今回の防衛大綱等の見直しによって空母保有な 実は専守防衛の定義の意味を安倍内閣が 法の支配の対義語である人の支配を安倍 集団的自衛権を容認した 意味を変えてしま

専守防衛とは、 で申し上げますが、 て安倍内閣も踏襲している専守防衛の定義です。 専守防衛の定義、 相手から武力攻撃を受けたときに 時間がないので私がフリップ 田中角栄内閣から続い

っているんですね

れの前段で質問させていただきます。 知らなかったのは私も驚いたので、もう一つ、こ っと安倍総理に、 というふうにされているところでございます。 支配にのっとった受動的な防衛戦略の姿勢を 自衛のための必要最小限のものに限るなど、 必要最小限度にとどめ、また、保持する自衛力も 初めて防衛力を行使し、 ちょっとこれを聞こうと思ったんですが、ちょ 今、 先ほど法の支配の対義語を その態様も自衛のため 法の

安倍総理は……

というふうに言っておりますけれども、 ことをもってして自衛隊明記の改憲をするべきだ と言い切れないという立場の人が七割いるという と言い切る人が二割で、 憲法学者の皆さんの違憲学説には、 〇小西洋之君 ○委員長(金子原) ンルというか、いろんな考え方があります。 安倍総理は、憲法学者において、自衛隊を合憲 はい、ゆっくり申し上げます。 二郎君) 違憲の疑いあるいは合憲 ゆっくり、 いろんなジャ ゆっくり。 一般に、

う違憲論をお持ちの憲法学者の学説の概要でい ○内閣総理大臣 ますか。どういう考え方で違憲になっているか。 しゃるという学説を二つほど御紹介していただけ うに解釈して違憲と言っている学者さんがいらっ ですから、こういう考え方で、九条をこういうふ 安倍総理が認識している、自衛隊を違憲だとい (安倍晋三君) 先ほど、 先ほど

されていないので。

更等々もこれはあるわけでございます。 ということだけではなくて、力によるこの現状変 きたわけでございまして、先ほど私が、法の支配という世界を実現していこうということで申し上げて う世界を実現していこうということで申し上げて きたわけでございまして、それは言わば人治主義 ということだけではなくて、力によるこの現状変 要等々もこれはあるわけでございます。

そして同時に、今、学者の解釈論でございます。

論評する立場にはないということでございます。

さらには、合憲だと言い切れる憲法学者は二割しかいないということについては、違憲であるということと合憲とは言えないという方等々も含めたうことと合憲とは言えないという方等々も含めたりことと合憲とは言えないという方等々も含めたりこととの結果であるということは申し添えておきたいと思います。

重ねて聞きます、答弁されていないので、答弁教わって答弁するのはやめてください。

っしゃっているわけですが、憲法学者の違憲論に割、八割いるということで自衛隊明記の改憲をお安倍総理は、自衛隊は違憲説を唱える学者が七

いんじゃないですか。
いんじゃないですか。そういう態度、そういう在説明できないですか。そういう態度、そういう在に憲法改正をすると言いながら、その学者が言った憲法改正をすると言いながら、その学者が言った。

) またでは、全人では、「Party を見している学者の名前、どなたでも御存じの方がいたらいる学者の名前、どなたでも御存じの方がいたらいる学者の名前、どなたでも御存じの方がいたら

○委員長(金子原二郎君) 速記止めて。

〔速記中止〕

○委員長(金子原二郎君) じゃ、速記を起こし

分かりやすくお願いいたします。できるだけゆっくり、うようにお願いいたします。できるだけゆっくり、小西君に申し上げますが、落ち着いて質疑を行

○小西洋之君 委員長、私、極めて落ち着いているだけでございます。のよいような、もう次から次へと恐ろしいことがいないような、もう次から次へと恐ろしいことがいっぱい起きるので、国民の皆さんにとんでもないの場が起こるということで国会議員として必死に次難が起こるということで国会議員として必死に次難が起こるということで国会議員として必死にある。

総理は、参議院の本会議あるいはこの予算委員会私がなぜこのような質問をするかというと、安倍私よっと安倍総理はお答えになりませんけど、

の場で、我々国会議員に対して憲法改正の議論をしろというふうに何度も何度も呼びかけているわけです。憲法尊重擁護義務を負う内閣総理大臣が唐分はその根拠となる自衛隊の違憲学説について全く何にも紹介できない。これほど自衛隊員をばないですよ。

違憲学説には大きく二つあります。九条において非武装、もう一つは、大きく分けてです、私の理解ですが、もう一つは、大きく分けてです、私の理解ですが、もう一つは、大きく分けてです、私の理解ですが、いうようなことで違憲。この後者の方の考え方は、いうようなことで違憲。この後者の方の考え方は、れていないんですよ。だから、違憲論をごっちゃれていないんですよ。だから、違憲論をごっちゃれていないんですよ。だから、違憲論をごっちゃれていないんですよ。だから、違憲論をごっちゃれていないんですよ。だから、違憲論をごっちゃれていないんですよ。だから、違憲論をごっちゃれていないんですよ。だから、違憲論をごっちゃれていないのです。

だけますでしょうか。 付資料の七ページ、八ページの会議録を御覧いた 安倍総理に伺います。委員の皆様はお手元の配 です。専守防衛について質問をさせていただきま

攻撃を受けていないときでも日本は実力行使がでを受けたときではない、日本がまだ相手から武力を倍内閣は、集団的自衛権、相手から武力攻撃

まる、集団的自衛権も専守防衛に反しないというきる、集団的自衛権も専守防衛の定義とどう考え 日本が受けていないときに武力を行うということ 日本が受けていないときに武力を行うということ 日本が受けていないとす。ただ、相手から武力攻撃を さる、集団的自衛権も専守防衛に反しないという

ますから、将来を思えばそういうことは控えられるということは、これは、まだ若い議員であられで批判をする、あるいはかなり人格的な批判をすあと、小西委員、勝手にいろんな臆測をした上し上げているということでございます。

ということを述べたものでございます。容される自衛の措置に限られたという、

使しとの部分についてはですね、

ついては、これ

は我が国が武力を行使するのはあくまで憲法上許

限られる申

相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行の質問でございますが、専守防衛の説明という、

○内閣総理大臣(安倍晋三君)

これはまた突然

います。た方がいいのではないかと、こう思う次第でござ

閣は、これ防衛省の官僚ですけども、また、 すけども、安倍総理に人生説かれるほど私は落ち ういうふうに理解をしているというふうに安倍内 るというふうに理解していると、質問に対してそ 防衛力を行使する、こういう日本語としても読め う専守防衛の定義の冒頭の言葉は、イランからア を御覧いただきたいんですけれども、相手から武 議録ですね、テレビの皆様はこのフリップの下段 の中で立証をさせていただきたいと思います。 分の生きてきた、愚直にやってきただけの人間で ○小西洋之君 を答弁しているところでございます。 メリカが武力攻撃を受けたときに初めて日本国が 力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使するとい ていないと。そのことを今から安倍総理に、 ージには安保国会の中で中谷大臣が全く同じこと 委員の皆様、お手元の七ページ、八ページの会 申し訳ないですが、私の今まで自 質問 八ペ

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘は、これ変えずに、日本語の文字は変えずに、その意味、ではなくて、日本の同盟国に対する相手も含むとではなくて、日本の同盟国に対する相手も含むとれこそまさに人の支配ではないですか。○内閣総理大臣(安倍晋三君) 御指摘は、これを完善さに人の支配ではないですか。

だろうと、こう思うところでございます。だろうと、こう思うところでございます。これは個別具体的な事案に即して総合的に判断する必要があり、一概に申し上げることは困難断する必要があり、一概に申し上げることは困難があります。これはもう既に平和安全法制のときであります。この新三要件に該当するかどうかだろうと、こう思うところでございます。

三要件を満たしているとの前提のものであるとす 何回も答弁させていただいているとおりでござい して、この文言で御指摘のように読むことができ という急迫不正の事態に至っているわけでありま 俞 れば、外国の武力攻撃によって我が国の国民の いまして、あえて申し上げれば、御指摘が既に新 はこれは適当ではないと、こう思うところでござ は、これは、 ますが、米国を攻撃するといった仮定を置くこと 今イランということでおっしゃったわけでござい るというふうに考えているということはもう既に そして、他方、特定の国を名指しして、 自由及び幸福追求の権利が根底から覆される 総理大臣として答弁する上において 貿易を

作られて安倍内閣も変えていない専守防衛の定義も日本語として読めると。これ、田中角栄内閣にではなくて日本の同盟国アメリカに対する相手とからのこの相手という言葉に、日本に対する相手といの一番洋之君 今、安倍総理、最後に、この相手

ものですよ、これ。どこに法があるんですか。の日本の安倍内閣の実態なんです。人の支配そのの日本の安倍内閣の実態なんです。人の支配その味を勝手に改ざんしているわけです。国民の皆さですが、解釈変更の際にこの専守防衛の定義の意

じゃないですか。主張ほど自衛隊員の尊厳を傷つけるものはないんて、集団的自衛権は専守防衛に反しない、こんな

安倍総理、

専守防衛のこの相手の言葉を改変し

ことにつきましては、これは別に先ほど秘書官か ら言われたことではなくて申し上げているところ なかなか分かりにくいところでございますが、先 ということなんだろうと、こう思うところでもご いうことにおきましては による現状変更、 せていこうという考え方でありまして、まさに力 う考え方を共有する国々とこの地域を共に繁栄さ る秩序が守られ自由で繁栄する海にしていくとい ア太平洋そしてインド太平洋地域を法の支配によ れはまさに、最初に申し上げましたように、アジ 何かということだったんだろうと思いますが、こ 上げていることを引用されて、そしてその反語は でございますが、私が法の支配ということを申し ほど来申し上げているのは、この法の支配という 摘の意味がよく分からないところでございまして、 ○内閣総理大臣(安倍晋三君) これは、 一国による力による支配 国際法をねじ曲げると 私はよく、 御指

ざいます。

命と平和な暮らしを守り抜いていくということに 命と平和な暮らしを守り抜いていくということに ついて誇りを持って仕事をしておられるわけでご さいます。その意味におきまして、しっかりと法 さいます。その意味におきまして、しっかりと法 は我々政治家の責任であろう。立法府の皆様は法 整備をしていく。我々は、政府の提出の法案につ きましては、法案を作り、国会の皆様に御理解を わけでございますが、そういう意味におきまして、 わけでございますが、そういう意味におきまして、 かと、そしてその上で、自衛隊の皆さんはしっか りとその責務を果たしていただけるものと確信を しているところでございます。

○小西洋之君 安倍総理は、自衛隊員に誇りを持 ○小西洋之君 安倍総理は、自衛隊員に誇りを持 で義を改変して、集団的自衛権が専守防衛に矛盾 定義を改変して、集団的自衛権が専守防衛に矛盾 しない、こんなことをしておいて自衛隊員の命や しない、こんなことをしておいて自衛隊員の命や しない、こんなことをしておいて自衛隊員の命や しない、こんなことをしておいて自衛隊員の命や しない、こんなことをしておいて自衛隊員の命や でしたが、まで、お答えはございま

しょうか。 ね。フリップ七番をお願いさせていただけますでね。フリップ七番をお願いさせていただけますです

ればならないというふうに書いてあります。厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなけする、第二項に、婚姻に関する法律は、個人の尊ですが、婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立憲法二十四条なんですけれども、憲法二十四条

というのは想定されていないというふうな答弁だ 四条で男女の結婚というのは民法や戸籍法であり 普通に読むと男女であろうと、なので、この二十 りません。」。両性というふうに書いてあるので、 と思います。 ますけれども、民法でありますけれども、 ップルに婚姻の成立を認めることは想定されてお 立すると定めており、 十四条は、 理はこのように答弁をされております。「憲法」 の答弁だと私は理解していますけれども、 度化することは二十四条に違憲であるという趣旨 ますけれども、一言で言うと、同性婚を法律で制 成二十七年二月十八日の参議院の本会議でござい で初めての二十四条の解釈が飛び出しました。 実は、この二十四条について、戦後、 婚姻は、 両性の合意のみに基づいて成 現行憲法の下では、 安倍内閣 同性 平

言っていたように、同性婚は二十四条で違憲であ憲であると、九条の条文変えない限りできないとめるとそれは憲法違反、かつて集団的自衛権は違定されていないという意味は、同性婚を法律で定定は、

るところでございます。 るところでございます。 ないう趣旨で二十四条では想定してい質問をさましたけど、答弁拒否されました。先般、衆出しましたけど、答弁拒否されました。先般、衆出しましたけど、答弁拒否されました。先般、衆

安倍総理が本会議で答弁していますので、安倍という解釈ですか。同性婚のLGBTの皆さんのという解釈ですか。同性婚のLGBTの皆さんのという解釈ですか。同性婚のLGBTの皆さんのという解釈ですか。同性婚のLGBTの皆さんのという解釈ですか。同性婚のLGBTの皆さんのしてください。

○小西洋之君 答弁拒否をされました。想定して○小西洋之君 答弁拒否をされました。

ども、 も当然、 うな解釈になるのか、その解釈を整理した文書が この二十四条二項の解釈、 されましたけれども、二十四条二項で、婚姻につ ありますか。ないという説明を受けていますけれ 法制局の中にありますか、あるいは法務省の中に の尊厳の尊重、十四条で平等権があります。そう 会議の答弁、 いう条文などでもなぜ想定されていないというよ いての法律は、 イエスかノーかで答えてください。 我々とみんなと等しく尊厳があります。 あるいは横畠長官がそうした今答弁 個人の尊厳、 あるいは十三条で個人 LGBTの皆さんに

○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の憲法○政府特別補佐人(横畠裕介君) 御指摘の憲法第二十四条第二項にも、「両性の本質的平等に立されております。すなわち、憲法の条文そのものから両性による婚姻というものが想定されているということが自明でございますので、特段解釈にということが自明でございますので、特段解釈について検討した文書というものがあるわけではございません。

○小西洋之君 終わりますけれども、憲法を作っ○小西洋之君 終わりますけれども、憲法を作っ

終わります。 安倍政権を打倒する決意を申し上げて、質疑を

○委員長 (金子原二郎君) 以上で小西洋之君の